平成２７年（フ）第２５号
青森県八戸市根城３丁目24番９号
破産者　有限会社サンオート
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
青森県八戸市大字田面木字船場道下７番地10
破産者　有限会社メディアネット
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
青森県八戸市吹上５丁目７番76号
破産者　前田石油販売株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
埼玉県所沢市大字荒幡365番地の12
破産者　有限会社長州堂
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７９号
東京都江東区亀戸７―10―18ライジングプレイス亀戸909、開始決定時の住所千葉県成田市美郷台２丁目29番地７（旭ルーミー成田68号館201号）
破産者　村山　裕介
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４３１８号
茨城県古河市南間中橋７―25―101、開始決定時の住所東京都江東区大島１丁目11―11
破産者　宮内　敏夫
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６６号
東京都三鷹市新川６丁目29番21号メゾン・エクレール206
破産者　森　みよ子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２２号
横浜市西区東ケ丘71番地の５朝日野毛山ホーム303
破産者　株式会社フィガロ
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４９号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間２番地の174
破産者　有限会社藤真
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１２３号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号
破産者　株式会社メイハンコーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１号
神戸市中央区港島中町８丁目２―10
破産者　株式会社関西メタルネットワーク
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里351番地１
破産者　株式会社ＫＭＮ
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７号
神戸市垂水区狩口台１丁目16番２―201号
破産者　有限会社サンシヤイン
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市児島柳田町1762番地５（アルフォート202）、旧住所岡山県倉敷市児島味野上１丁目８番11号
破産者　難波　宏明
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目９番12号
破産者　有限会社山幸
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
神奈川県鎌倉市手広４丁目37番10号
破産者　有限会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４１号
横浜市緑区鴨居４丁目２番31
破産者　有限会社大富
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３２号
横浜市金沢区六浦東１丁目８番５号
破産者　シアック株式会社
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
京都市上京区御前通り上ノ下立売上ル西入ル川瀬町584―17
破産者　株式会社広建
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
茨城県行方市沖洲1292番地95
破産者　合同会社Ｃ＆ＧＯ
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７２号
静岡市駿河区広野３丁目21番50号
破産者　セカンドハウス株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部